

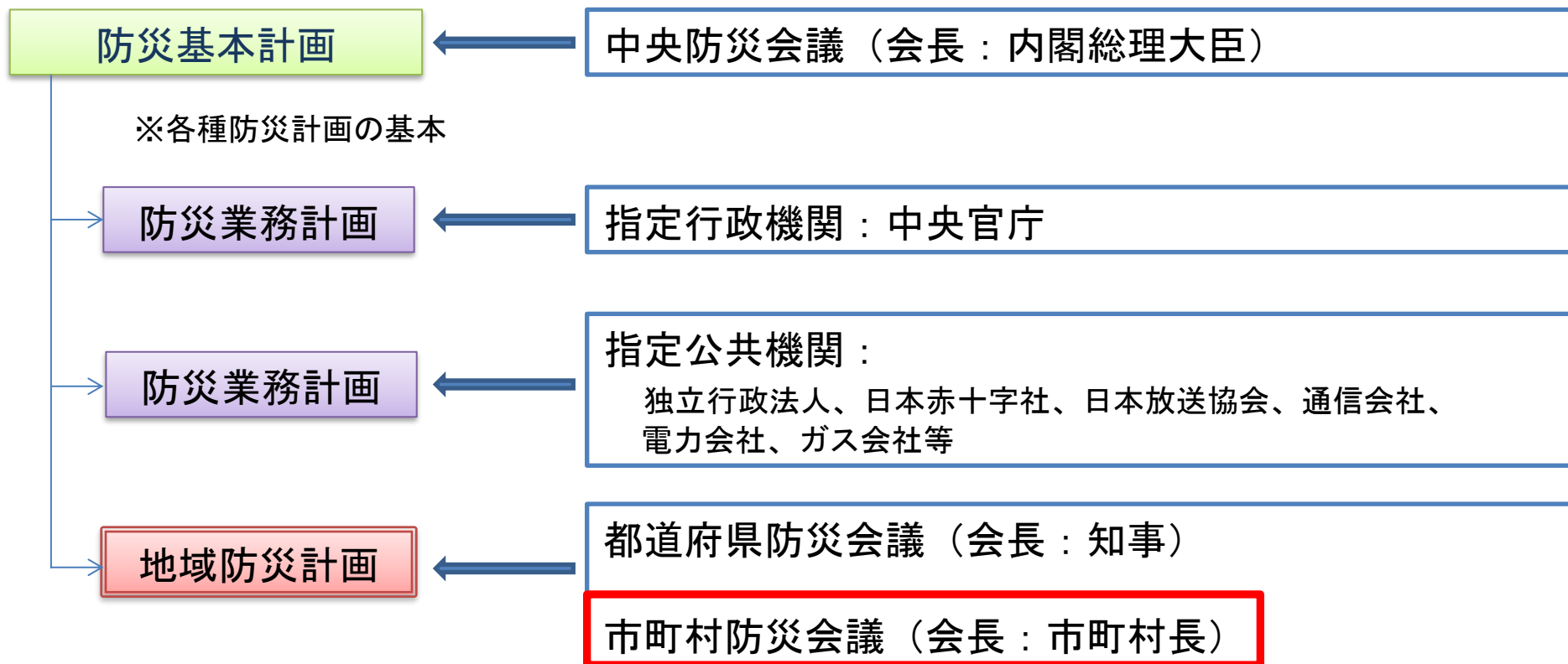
# 八戸市地域防災計画の追加・修正について

# ○災害対策基本法における防災計画の体系

○防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、国の中央防災会議が作成する計画

○指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画の基本となるもの

○これらを踏まえ、都道府県・市町村防災会議は『地域防災計画』を作成



※市町村防災計画は、防災基本計画及び県地域防災計画に抵触するものであってはならないと規定されている。

## ○計画の目的

防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災対策事務または業務の遂行により、八戸市の地域ならびに市民の生命、身体及び財産を地震・津波及び風水害等災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的とする。（両編第1章第1節）

## 八戸市地域防災計画

- 【風水害等災害対策編】
- 【地震・津波災害対策編】
- 【資料編】

# ○主な追加・修正内容

## ○趣旨

国の防災基本計画の修正や、県の地域防災計画の修正、関係法令の改正等を踏まえ、八戸市地域防災計画について必要な修正を行うもの。

修正にあたって、庁内及び防災委員への意見照会を2度実施し、意見を踏まえて作成している。

そのほか、各種データの更新、防災関係機関名等の変更、字句の修正なども含めて見直し「八戸市地域防災計画最終案」を作成している。

## ○主な項目

番号	追加・修正の別	項目	内容	箇所
1	追加	通信手段の確保策について	防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用について追加	地：第3章第4節 p.47 風：第3章第4節 p.46 「青森県防災情報ネットワーク」
2	修正	備蓄品目等の拡充	「青森県災害備蓄指針」の修正を踏まえ、良好な避難所環境の整備に必要な物資の整備と当該物資の保管場所の確保のため、備蓄品目を拡充するなどの修正	地：第3章第9節 p.57 風：第3章第10節 p.62 「避難対策」
3	追加	災害ケースマネジメントについて	平常時から、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めることの追加	地：第3章第9節 p.61 風：第3章第10節 p.65 「避難対策」

# ○主な追加・修正内容

番号	追加・修正の別	項目	内容	箇所
4	追加	在宅避難者、車中泊難者に対する支援について	在宅避難者等の発生に備えた支援拠点の設置及び車中泊避難を行うためのスペースの設置等、在宅避難者及び車中泊避難者に対する支援方策等の検討することについて記載	地：第3章第9節 p.61 風：第3章第10節 p.65 「避難対策」
5	追加	保健師、福祉関係者等間で連携した被災者の状況把握	被災者の状況把握を行うさまざまな実施主体間の事前の調整を行い、状況把握の対象者の優先順位付けや当該者の個人情報への取扱いをあらかじめ検討することについて記載	地：第3章第9節 p.61 風：第3章第10節 p.65 「避難対策」
6	追加	デジタル技術の活用について	津波対策や被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用検討について記載	地：第3章第11節 p.63 「津波災害予防対策」 地：第5章第3節 p.227 風：第6章第3節 p.302 「災害復旧対策計画」
7	追加	津波対策の推進について	津波対策の推進に関する法律の改正に伴う、地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進等について追加	地：第3章第11節 p.64 「津波災害予防対策」
8	追加	災害ボランティアセンターについて	災害ボランティアセンターの運営主体、設置予定場所等について記載	地：第3章第13節 p.81-82 風：第3章第13節 p.76 「災害ボランティア活動対策」

# ○主な追加・修正内容

番号	追加・修正の別	項目	内容	箇所
9	追加	災害廃棄物対策について	災害廃棄物の処理体制の整備等を図ることなどについて、新たな節を追加	地：第3章第19節 p.83 風：第3章第14節 p.77 「災害廃棄物対策」
10	修正	避難所における再生可能エネルギーを活用について	一般送配電事業者等と連携した無電柱化の取組の促進に係る記載を追加及び既存の記載内容の一部修正	地：第3章第23節 p.89 風：第3章第23節 p.81 「交通施設対策」
11	追加	孤立対策	第3章第1節の「防災公共推進計画の推進」の内容を整理し、さらに、「孤立集落の発生に備えた対策」を加え、新たな節を追加	地：第3章第30節 p.107 風：第3章第27節 p.107 「孤立対策」
12	追加	避難所における食物アレルギーへの配慮について	避難所における慢性疾患や食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、配慮した食料の確保について記載	地：第4章第9節 p.156 風：第4章第9節 p.188 「食料供給」
13	追加	各種災害派遣チームの派遣等について	災害支援ナースや、災害時感染制御支援チーム（DICT）の派遣などを追加	地：第4章第15節 p.170 風：第4章第15節 p.205 「医療、助産及び保健」

# ○主な追加・修正内容

番号	追加・修正の別	項目	内容	箇所
14	追加	緊急通行車両確認標章等の事前交付について	災害対策基本法施行令の改正に伴う、緊急通行車両の事前届出制度の災害時応援協定締結民間事業者等への周知及び普及について記載	地：第4章第17節 p.178 風：第4章第17節 p.212 「輸送対策」
15	追加	安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化について	県の「災害時における安否不明者等の個人情報の公表に関する基本方針」に基づく、安否不明者の氏名等の公表に関する手続き等の整理や県との連携について記載(詳細は8ページ)	地：第4章第8節 p.153 風：第4章第8節 p.186 「救出」
16	追加	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針」に基づき、実施する具体的な事業の追加	地：第6章第7節 p.232 「地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項」
17	修正	地震防災上必要な教育等について	地震防災上必要な教育及び広報に関する記載の修正	地：第6章第7節 p.241-242 「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画事項」

# ○安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化について

【地・風 第4章第8節「救助」】

## 災害時における安否不明者等の個人情報の公表に関する基本方針

令和5年2月21日 青森県危機管理局防災危機管理課

### 1 趣旨

災害発生時において、県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先に迅速かつ確かな災害対応を実施するため、本県における災害時の安否不明者・行方不明者・死者の氏名等の公表に係る基本方針を定めるもの。

### 2 用語の定義

本方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 安否不明者 当該災害が原因で被災した可能性があり、行方不明者となる疑いのある者をいう。
- (3) 行方不明者 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者をいう。
- (4) 死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者をいう。

### 3 対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に定める災害であって県災害対策本部が設置されたものとする。

### 4 公表基準

- (1) 安否不明者、行方不明者  
以下の項目に全て該当する場合、氏名等を公表する。  
ア 氏名等を公表することが、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と県災害対策本部部長又は統括調整部長が認めること  
イ 住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であること
- (2) 死者  
以下の項目に全て該当する場合、氏名等を公表する。  
ア 住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であること  
イ 氏名等の公表に遺族等の同意があること

区分	救助活動の効率化・円滑化のために必要と認められる	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意等の状況	公表・非公表	公表・非公表の理由(※4)
安否不明者 行方不明者	○	あり	—	非公表(※3)	①
		なし	不要	公表(※1)	③
	×	あり	—	非公表(※3)	①
		なし	同意(公表を希望する場合)	公表(※2)	②
死者	△	あり	不同意	非公表(※3)	①
		—	—	非公表(※3)	①
		なし	同意	公表	②
			不同意	非公表(※3)	①

- ※1 家族等からの申出等により、公表することで本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握した場合は非公表とする。なお、公表後の場合はその時点から非公表とする。
- ※2 救助活動の効率化・円滑化のために必要と認められない場合であっても、住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者で、家族等が氏名等の公表を望む場合は氏名等を公表する。
- ※3 非公表の場合であっても、住所(市町村名)、年齢(何十代)等、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。
- ※4 公表・非公表の理由  
①本人、家族等又は遺族等の権利利益を侵害するおそれがあるため  
②家族等又は遺族等の同意が得られており、本人、家族等又は遺族等の権利利益を侵害するおそれがないと考えられるため  
③人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるため

### 5 公表する個人情報の範囲

- (1) 安否不明者、行方不明者の氏名等の公表  
【救助活動の効率化・円滑化のために必要と認められる場合】  
氏名(漢字及びフリガナ)、住所(大字名まで)、年齢、性別  
※被災状況等の情報を公表することが、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化につながる場合には、個人情報の範囲を追加できる。  
※氏名、住所で要救助者を認識するに足る場合は年齢、性別を非公表とすることもできる。  
【家族等が公表を希望する場合】  
・以下のうち家族等が希望する範囲  
氏名(漢字及びフリガナ)、住所(大字名まで)、年齢、性別
- (2) 死者の氏名等の公表  
・以下のうち遺族等に同意のとれた範囲  
氏名(漢字及びフリガナ)、住所(大字名まで)、年齢、性別

### 6 公表の目安、方法及び期間

- (1) 救助活動の効率化・円滑化のために必要と認められる場合の公表の目安時間は、発災当初の72時間を超えて重要な時間帯であることを踏まえ、発災後概ね48時間以内を目安として関係機関間で調整する。
- (2) 報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページへ掲載する。
- (3) 行方不明者及び死者の公表(県のホームページへ掲載)期間は概ね3ヶ月とする。なお、安否不明者については、救助活動の終了時期等を考慮しつつ、公表の終了時期を検討する。

### 7 公表主体及び役割分担

公表主体は県とし、関係機関による氏名等の公表に係る役割分担は以下のとおりとする。

- (1) 県災害対策本部
  - ・安否不明者・行方不明者・死者の情報に係る一元的な集約、調整
  - ・氏名等の公表に係る関係機関との調整(公表のタイミング含む)及び最終判断
  - ・氏名等の公表に係る公表資料の作成及び県のホームページへの掲載
  - ・報道機関への情報提供等の報道対応
- (2) 市町村災害対策本部(対策本部の設置前には、各市町村防災担当課)
  - ・安否不明者・行方不明者・死者の情報について県へ報告
  - ・安否不明者・行方不明者・死者に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認
  - ・氏名等の公表に係る家族等の意思確認
- (3) 警察本部・警察署
  - ・安否不明者・行方不明者・死者の情報について共有
  - ・必要に応じて、氏名等の公表に係る家族等の意思確認を支援

### 8 留意事項

- (1) 独自公表  
この方針は、市町村及び警察が県と調整の上、独自に氏名等を公表することを妨げるものではないこと
- (2) 一時潜在者が安否不明等である場合
  - 個人情報取扱事業者(滞在施設等)から自治体への個人情報の提供は、個人情報の保護に関する法律第18条第3項第2号により、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意を得ないで、提供可能であること(滞在施設等から情報を取得する際、最終的に安否不明者等の氏名等の公表に至ることを想定して対応)
  - 一時潜在者については、住民登録地の市町村に住民基本台帳の閲覧等制限の有無を確認する必要があるなど、公表可否の判断に時間を要する場合も考えられるため、段階的な公表など臨機に対応すること
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の提供等  
災害対策基本法第86条の15に基づく第三者からの安否情報の照会に対する回答については、別途法令等の規定に基づき取り扱うこと
- (4) 施行  
当該基本方針は令和5年4月1日より施行する。